

令和 6 年 1 月 1 5 日

南相馬市農業委員会
1 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和6年1月15日(月) 午後2時20分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	欠	16	佐 藤 洋	欠
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	二 谷 純 市	出
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 佐藤 定男

鹿島区 鈴木 清教

原町区 佐藤 光政

原町区 小谷津 弘隆

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 佐藤 俊文

主 査 林 雄司

副主査 米本 一樹

主 事 平田 幸子

農地集積課

主 事 増田 涼

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 1 号	専決処分の報告について
日程第 4	報告第 2 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 3 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 6	報告第 4 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 7	報告第 5 号	農地専門委員会の開催報告について
日程第 8	議案第 6 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 9	議案第 7 号	違反転用事案の報告について
日程第 10	議案第 1 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 11	議案第 2 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 12	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 13	議案第 4 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 14	議案第 5 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 15	議案第 6 号	農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）
日程第 16	議案第 7 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 17	議案第 8 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転等の許可申請について（県許可分）
日程第 18	議案第 9 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 19	議案第 10 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 20	議案第 11 号	現況確認証明申請について

５．会議の概要

（開会 午後２時２０分）

議 長 只今より、令和６年１月定例総会を開会いたします。それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は６番委員、１６番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号１３番委員、１４番委員、１５番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。昨年１２月２０日、市環境審議会が行われ、第三次南相馬市環境基本計画案の策定に係る審議会の意見を市長に答申したところです。以上で諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第３、報告第１号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第１号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第１号専決第１号についてご説明いたします。議案書の２ページから４ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第１６条第１項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第２条により、案件１件につき調整委員２名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第２号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の１４番委員からの報告を求めます。

１４番委員 報告第２号についてご説明いたします。議案書の５ページになります。去る１月１１日午前９時４５分より、南相馬市役所北庁舎２階会議室２において、受け手１名、福島県農業振興公社１名、調整委員２名、事務局１名により開催をいた

しました。協議の内容ですが、公社側から田について１０アールあたり４０万円で価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費含め、２５万３千４百１６８円となりました。なお、この案件は、議案第１号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしくお願ひしたいと思います。以上、ご報告いたします。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等あれば発言を願います

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第５、報告第３号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の１４番委員からの報告を求めます。

１４番委員 報告第３号についてご説明いたします。議案書の６ページになります。去る１月１１日午前１０時３０分より、南相馬市役所北庁舎２階会議室２において、受け手１名、福島県農業振興公社１名、調整委員２名、事務局１名により開催をいたしました。協議の内容ですが、公社側から田について１０アールあたり３５万円で価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費含め、１４万３千８百４９２円となりました。なお、この案件は、議案第１号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしくお願ひしたいと思います。以上、ご報告いたします。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等あれば発言を願います

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第６、報告第４号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の１４番委員からの報告を求めます。

１４番委員 報告第４号についてご説明いたします。議案書の７ページになります。去る１月１１日午前１１時１５分より、南相馬市役所北庁舎２階会議室２において、受

け手１名、福島県農業振興公社１名、調整委員２名、事務局１名により開催をいたしました。協議の内容ですが、公社側から田について１０アールあたり４０万円で価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費含め、３０１万１，４９４円となりました。なお、この案件は、議案第１号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしくお願ひしたいと思います。以上、ご報告いたします。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等あれば発言を願います

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第７、報告第５号「農地専門委員会の開催報告について」を議題といたします。農地専門委員長が欠席のため、副委員長からの報告を求めます。

副委員長 報告第５号について報告をいたします。議案書８ページから１０ページとなります。開催日時、出席者、協議の概要等は９ページに記載のとおりでございます。令和６年度標準農作業料金については、４点ほど委員会で協議をさせていただきました。まず一つ目は、近隣市町村の実例です。二つ目は、令和５年１０月１日改正の県内最低賃金が８５８円から４２円アップされて９００円になったこと。三つ目は、燃料の高騰が今もなお続いていること。さらに四つ目は、令和５年産の米の取引価格情勢などであります。このことを踏まえて、４項目の作業料金の標準額と、１項目の名称を変更する案といたしました。１０ページをご確認いただきたいと存じます。変更箇所は、１日あたりの一般農作業について、昨年は７，４００円でありましたが、令和６年度は７，６２０円とし、２２０円アップで時給にすると９５２円ほどになります。続いて、耕起ロータリ耕について、昨年は５，７２０円でありましたが、今般６，２５０円とし、５３０円のアップとなります。続いて、機械田植ですが、昨年の６，２７０円から、今般６，７７０円とし、５００円のアップとなります。それから、機械による草刈りという項目がありますが、今年度は１，４３０円でしたが、令和６年度は１，５００円とし、７０円のアップとなります。さらに、フレールモアの項目がありますが、少し分かりにくいということで、トラクターモアによる草刈りと名称を変更するものでございます。協議内容については、１月１９日に関係委員による会議に本素案を提出いたしまして、検討等協議を経て、来月の２月定例総会において、皆様方にご審議をいただいて、令和６年度の標準農作業料金を決定したいと考えておりますので、是非ご理解を賜るようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。以上

です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等あれば発言を願います

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 8、報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 6 号についてご説明いたします。議案書の 11 ページになります。今回 2 件の案件がございますが、いずれも合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 9、報告第 7 号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 7 号についてご説明をいたします。議案書の 12 ページから 14 ページ、整理番号 1 番から 6 番につきまして、当事者の氏名、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日は記載のとおりです。先ず、整理番号 1 番については、昭和 58 年頃に農業用倉庫を建て替えした際、当該農地に越境してしまいました。今回、住宅を建て替えするにあたり、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号 2 番については、昭和 59 年頃の町道拡幅改良工事に併せて、当該地を宅地進入路として整備し使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号 3 番については、昭和 60 年頃に亡き父が農業用倉庫、進入路、緑地帯を整備し、平成 19 年に相続した後も使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号４番については、昭和４０年頃に亡き父が農業用露天作業場や進入路等を整備し、その後平成２５年頃に農業用倉庫を建築しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号５番については、３０年前より、土地所有者から借用し、駐車場、通路、法面として現在も使用しています。今回、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号６番については、平成２９年から農作業用機械や資材等を保管するための農業用倉庫の建築とコンテナ２台の設置を行うとともに、従業員用の駐車スペースを設け、現在も使用しています。今回、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。以上です。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第１０、議案第１号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１号についてご説明いたします。議案書の１５ページから１７ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第５条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第１号につきまして説明をいたします。議案書の１５ページから１７ページになります。所有権移転が３件、利用権設定が８件となります。所有権移転については、報告第２号から報告第４号に係る内容となります。利用権設定について、整理番号１番から６番については、原町区一般地区における相対での契約となり、整理番号７番から８番については、鹿島区一般地区における公社契約となります。なお、所有権移転の対価については、所有権移転調整会議において決定し、賃料においては、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 11、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第 2 号についてご説明いたします。議案書の 18 ページから 19 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第 17 条の 28 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 2 号について説明いたします。議案書の 18 ページから 19 ページになります。利用権設定が 5 件となります。鶴谷、矢川原及び原町区一般地区における圃場整備を含めた担い手の利用調整となります。なお、賃借料については双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

18 番委員 整理番号 5 番の再転貸について、補足説明をお願いいたします。

事務局 原町区馬場地区において認定農業者の方が借りておりました。貸借期間 10 年契約で耕作していましたが、その途中で担い手の変更という形になりまして、残期間の貸し付けという形で再転貸を行うものでございます。

議 長 そのほか、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 12、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第3号についてご説明いたします。議案書の20ページから21ページになります。詳細については記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第4号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。議案書の22ページになります。詳細については記載のとおりです。議案第10号申請番号1番関連の案件です。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、議事の順番を変更しまして、日程第15、議案第6号「農地法第5条の規定による許可処分取消願出について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 号についてご説明をいたします。議案書の 25 ページ、申請番号 1 番について、当事者の住所、氏名、土地の表示、取消しの願出をする理由は記載のとおりです。昭和 63 年 7 月に住宅を建築する目的で転用許可を受けました。譲受人が永住するための住宅を建築する予定でしたが、東日本大震災による原発事故により建築できず、年数が経過しました。現状では年齢的なこともあり、建築を断念したことから、転用許可を取消すものになります。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

11 番委員 取消しの理由が帰還困難区域とされていますけど、泉沢地区は帰還困難区域ではないと思います。

事務局 こちら、警戒区域ということで、口頭で修正させていただきます。

議 長 そのほか、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 16、議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 7 号についてご説明いたします。議案書の 26 ページ、申請番号 1 番から 2 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号 1 番については、報告第 7 号整理番号 5 番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。先ず、申請番号 1 番について、15 番委員。

15 番委員 議案第 7 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 6 ページです。なお、この案件は報告第 7 号整理番号 5 番の関連案件です。去る 1 月 8 日午前 10 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、17 番委員。

17 番委員 議案第 7 号申請番号 2 番についての調査報告をいたします。現地案内図は 7 ページです。去る 1 月 7 日午前 11 時過ぎより、代理人である行政書士立ち会いのもと、調査項目に従い、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 17、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転等の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 8 号についてご説明いたします。議案書の 27 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、この案件は、第 2 種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請であり、所有権移転と地上権設定がセットの案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、18 番委員。

18 番委員 議案第 8 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 8 ページのとおりです。去る 1 月 9 日午後 1 時 30 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準、ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 18、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号 2 番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第 31 条の規定により、11 番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。事務局から申請番号 2 番の説明を求めます。

事務局 議案第 9 号申請番号 2 番についてご説明いたします。議案書の 28 ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。この案件は、農機具倉庫を建設するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 2 番について、12 番委員。

12 番委員 議案第 9 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 10 ページとなります。去る 1 月 6 日午後 2 時 35 分頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、立会者からの聞き取り、また現地の状況など、特に申請事由の利活用について確認調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
11 番委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。

議 長 次に、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」の残り全てについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 9 号の残り全てについてご説明いたします。議案書の 28 ページから 29 ページ、申請番号 1 番及び 3 番から 4 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番については、農業用倉庫を建設するための転用申請であり、報告第 7 号整理番号 6 番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号 3 番については、集会場用地、駐車場として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から 3 年間となっております。

続きまして、申請番号 4 番については、作業ヤード、現場事務所として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から 6 か月間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。先ず、申請番号 1 番について、15 番委員。

15 番委員 議案第 9 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 9 ページとなります。この案件は報告第 7 号整理番号 6 番の関連案件です。去る 1 月 9 日午前 11 時 30 分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地調査をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 番について、14 番委員。

14 番委員 議案第 9 号申請番号 3 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 11 ページになります。現地調査は 1 月 10 日午前 9 時頃より、申請人の代理人であります行政書士立ち会いのもとに行われました。調査項目に基づきまして、代理人からの聞き取り、及び現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断してまいりました。以上ご報告いたします。

議 長 次に、申請番号４番については、現地調査委員の６番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 議案第９号申請番号４番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は１２ページです。所在から申請事由までは記載のとおりです。去る１月９日午後２時頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１９、議案第１０号「農地法第５条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１０号についてご説明いたします。議案書の３０ページから３２ページ、申請番号１番から５番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号１番については、議案第４号申請番号３番関連の案件であり、令和６年２月１日付けで営農型太陽光発電にかかる一時転用許可の期間が満了することから、再度、一時転用申請をするものです。

続きまして、申請番号２番３番４番については、第２種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。

続きまして、申請番号５番については、車両転回場として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から３年間となっております。この案件は、平成２８年４月１２日付けで、別事業者が土取場として一時転用の許可を受け、令和２年５月頃まで土砂採取を行っていましたが、土砂採取の途中で放置され、事業者とも連絡がとれず、現在に至っております。この間、台風や大雨等で河川や下流の農地に土砂が流入する状況が続いていました。現在は地元の要望により、今回の事業者が土取場を引き継ぎ、土砂流出を防止するための応急工事を行っています。現状では応急工事までの対応となり、許可を受けなければ本格的な土砂流出防止対策等が実施できない状況にあるため、一時転用申請をするものです。なお、今回の事業者からは、土砂採取時の対応や農地の復元について誓約書の提出

があります。以上になります。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。先ず、申請番号 1 番について、現地調査委員を代表しまして 1 4 番委員から報告をお願いします。

1 4 番委員 議案第 1 0 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 3 ページとなります。現在許可されている営農型太陽光発電を継続して行うため、農地法第 5 条の許可の申請を行ったものであります。先に審議されました議案第 4 号申請番号 3 番と関連するものでございます。現地調査は 1 2 月 1 4 日午前 1 0 時頃より、私と 4 番委員の 2 名で、申請者、営農者の立ち会いのもと行いました。立地基準、一般基準につきまして、調査項目に基づきまして、申請人、営農者からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。しかしながら、太陽光パネル直下部農地の営農状況は、直下部以外の農地と比較いたしまして、十分とは言えないような状況となっております。このため、直下部での営農手法を検討するよう指導したところでございます。その後申請人から、狭小箇所でも作業可能な小型農機具による営農を行う旨の営農改善計画書の提出がなされております。今回、この内容を両名で検討いたしました結果、適切な営農が今後行われるものと判断をいたしました。以上のことから、今回申請のあった営農型太陽光発電の継続には特に問題はないと皆様にご報告いたします。以上でございます。

議 長 次に、申請番号 2 番について、1 8 番委員。

1 8 番委員 議案第 1 0 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 4 ページになります。去る 1 月 9 日午後 1 時 4 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 番について、1 2 番委員。

1 2 番委員 議案第 1 0 号申請番号 3 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 5 ページになります。野立型太陽光発電設備の設置に係る転用案件であります。去る 1 月 6 日午後 1 時 5 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもとに現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、立会者からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、周辺は山林と農地がある山間地で、市環境政策課

より説明があった内容に、抵触するような事項はないと存じております。立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号４番については現地調査委員の６番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 議案第１０号申請番号４番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は１６ページです。所在から申請事由までは記載のとおりです。去る１月９日午後４時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 次に、申請番号５番について、現地調査委員を代表しまして１２番委員から報告をお願いします。

１２番委員 議案第１０号申請番号５番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は１７ページになります。本案件は、田が１６筆、畑が３筆の一時転用面積が１万８,６５３平方メートルになりまして、１万平方メートルを超えることから、常設委員である会長にも現地調査に立会をいただいております。去る１月１１日午後２時１５分頃より、被設定人立ち会いのもとに、１１番委員と私、そして事務局から２名で、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、立会者からの聞き取り、また現地、周囲の状況等を調査をいたしました。申請事由は記載のとおりであります。特に震災復興の基盤整備事業、さらには高速道路整備等へ山林の土砂を提供することとしており、土砂採取のために進入路、車両転回場等の設置が必要となり、３年間の一時転用申請案件であります。山林、原野、雑種地を含めると広大でありまして、調査に苦慮しましたが、立地基準は満たしていると判断いたしました。加えて、一般基準については、調整池２箇所の設置による河川への土砂流出防止措置、さらに、事業終了後の耕作可能な農地復元の明確化等について、確認の結果、事業者宛てに水利権者代表の二つの集落の区長、土地改良区の総代の方々が、土砂流出等の自然発生時の対処等、責任を負うこと等の４項目について、同意書が作成されております。さらに、土地改良区の承認書と同意書、加えて土砂流出防止対策と農地の復元については、１月の１１日付けにて、本委員会宛に事業者と所有者が連名で、誓約書が提出されておりますので、一般基準も満たしていると、このように判断をさせていただきました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 14、議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 5 号についてご説明をいたします。議案書の 23 ページから 24 ページ、申請番号 1 番から 5 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番から 4 番につきましては、報告第 7 号の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号 1 番については、現地調査委員の 6 番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 議案第 5 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 ページとなります。報告第 7 号整理番号 1 番関連の案件です。去る 1 月 8 日午前 8 時頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、10 番委員。

10 番委員 議案第 5 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 2 ページになります。報告第 7 号整理番号 2 番関連の案件です。去る 1 月 6 日午前 10 時頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号 3 番について、2 番委員。

2 番委員 議案第 5 号申請番号 3 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 3 ページになります。この案件は報告第 7 号整理番号 3 番の関連案件です。去る 1 月 8 日午前 9 時頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 4 番について、4 番委員。

4 番委員 議案第 5 号申請番号 4 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 4 ページになります。報告第 7 号整理番号 4 番関連の違反転用の追認案件です。申請内容は記載のとおりとなります。去る 1 月 9 日午後 1 時 25 分頃より、申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 5 番について、15 番委員。

15 番委員 議案第 5 号申請番号 5 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 5 ページになります。去る 1 月 9 日午後 1 時 30 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の調査をいたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 20、議案第 11 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 11 号についてご説明をいたします。当日配付議案書の 1 ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請番号 1 番か

ら 6 番の農地につきましては、全て非農地と判定をいたしました。なお、申請番号 3 番から 5 番につきましては、農地利用状況調査の結果、再生利用困難と判断されたことに伴い、本申請の申請案内を行ったものになります。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員を代表しまして、3 番委員から報告をお願いします。

3 番委員 議案第 11 号について、現地調査の報告をいたします。1 月 5 日午後 1 時 30 分より、私と事務局 1 名、農地利用最適化推進委員 2 名の計 4 名で現地調査を行いました。先ず、申請番号 1 番ですが、現地案内図は 18 ページになります。この農地は水田なのですが、水利がなく、背丈以上の草木が生い茂っております。また、所有者も高齢で、後継者も病気ということです。今後、耕すことができないということで、非農地と判断しました。

 続きまして、申請番号 2 番については、狭小地かつ傾斜地となっているため非農地と判断いたしました。

 続きまして、申請番号 3 番ですが、耕作しておらず、既に竹藪化しております。

 続きまして、申請番号 4 番ですが、接道がなく、既に雑木林となっております。

 次に、申請番号 5 番ですが、進入路が山林化しておりますので、周囲の状況から非農地と判断いたしました。

 申請番号 6 番については、所有者は既に福島市に引っ越しております。ほとんど山林化していたため、非農地と判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 ないようですので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告 7 件及び議案 11 件、合わせて 18 件の審議を全て終了いたしました。これもちまして、本日の 1 月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

 (閉会 午後 3 時 23 分)

南相馬市農業委員会会議規則第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 2 月 15 日

議事録署名人（13 番・ワカスギ ユウジ）

議事録署名人（14 番・ウメムラ マサトシ）

議事録署名人（15 番・ツカノ クニヨシ）
